

浄化槽清掃及び維持管理業務委託特記仕様書

- 1 業務名 浄化槽清掃及び維持管理業務委託
- 2 目的 浄化槽の保守管理
- 3 場所 秋田県千秋学園
- 4 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 浄化槽規格 ①使用中の浄化槽 合併処理 長時間ばっ気方式 1基
(80 m³/日、スクリーン及び流量調整槽を有する浄化槽)
②未使用の浄化槽 1基
(70 m³/日、満水状態 90～100 m³、9室構造)
- 6 業務委託の内容

①清掃及び汚泥調整 (5-①のみ)	～	6ヵ月に1回	計	2回
②保守点検 (5-①のみ)	～	2週間に1回	計	26回
③消毒薬品 (5-①のみ)	～	2週間に1回	計	26回
④防腐・防臭剤 (5-②のみ)	～	2週間に1回	計	26回
⑤防腐・防臭作業 (5-②のみ)	～	2週間に1回	計	26回
- 7 特記事項 別紙のとおり
- 8 その他 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

特記事項

(一般事項)

- 1 受注者は、浄化槽法及び関係法令並びに条例を遵守し、適正な保守点検を行うこと。
 - (1) 設備に故障や不具合を発見した場合は、直ちに発注者に報告すること。
 - (2) その他細部については、発注者の指示に従うこと。
- 2 受注者は、技術管理者講習を受けた浄化槽管理士を配置し、作業の実施に支障のないよう努めること。

(作業内容)

- 1 使用中の浄化槽（80 m³/日）
 - (1) 保守点検
 - ・受注者は、設備の機能保持のため、保守点検を2週間に1回（計26回）行うものとし、消毒剤の補充を併せて行うこと。
 - ・スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充は、上記にかかわらず必要に応じて行うこと。
 - ・三次処理装置の設置されている施設は三次処理装置を含めて1つの浄化槽の機能を有するものとして点検を行うこと。
 - (2) 清掃及び汚泥調整
 - ・受注者は、作業実施前に発注者と日程を調整の上、6ヵ月に1回（計2回）実施する。
- 2 未使用の浄化槽（70 m³/日）
 - ・受注者は、浄化槽水の腐敗・悪臭を防ぐため、2週間に1回（計26回）浄化槽約100 m³に対し防腐・防臭剤等を各槽へ投入すること。
 - ・悪臭が周囲に発散しないよう必要な措置を講じること。
- 3 報告等
 - 受注者は、保守点検及び清掃等の作業終了後、速やかに報告書（管理日報、保守点検・清掃記録票等）を発注者に提出するものとし、その際に作業の実施状況を説明すること。
- 4 事故時の対応
 - 受注者は、委託設備に不具合等が発生した場合は、速やかに技術者を派遣するとともに、発注者と協議のうえ保全に努めること。